

平成 2 1 年 第 2 回 臨時会

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

議事日程

- 第 1 新議員の紹介
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 管理者発言
- 第 6 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第 1 0 号 多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について
- 第 8 議案第 1 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松村晋之君	2番	渡辺徳治君
3番	堀口昌宏君	4番	阿野行男君
5番	湯井廣志君	6番	片山喜博君
7番	佐藤淳君	8番	反町清君
9番	青柳正敏君	10番	針谷賢一君
11番	久保信夫君	12番	黒沢功君
13番	大野富士子君	15番	黒宮俊秀君
16番	小須田一美君	17番	若林秀昭君

欠席議員（3名）

14番	堀越義晴君	18番	江原洋一君
19番	山崎恒彦君		

説明のため出席した者

管理者	新井利明	副管理者	齋藤軍雄
病院長	鈴木木忠	副院長	石崎政利
外来センター長	清水透	介護老人保健施設	田中壯信
経営管理部長	坂本和彦	看護部長	五十嵐克子
薬剤部長	田村昌行	参事	茂木裕
安全管理室長	吉田賢治	外来センター総括	内田雅之
総務課長	島崎泰	用途施設課長	松原久雄
医事情報課長	松田裕一	情報管理課長	小野里昇
地域医療連携課	土屋和子	病院機能整備室長	黒野澤美尚
しらさぎ管理課長	三浦真二		

開会のあいさつ

議長（青柳正敏君） 皆様、こんにちは。

本日、平成21年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期臨時会に提案されますものは、給与条例の一部改正他2案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。誠に簡単でございますが開会のあいさつといたします。議事日程につきましては、皆様のお手元に配布してありますので、よろしく願いいたします。

開会及び開議

午前10時00分開会

議長（青柳正敏君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成21年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を開会いたします。

第1 新議員の紹介

議長（青柳正敏君） 日程第1、新議員の紹介を行います。

このたび平成21年3月14日付けで、神流町より選出されました宮前俊秀君であります。

第2 議席の指定

議長（青柳正敏君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。15番、宮前俊秀君と指名いたします。

第3 会期の決定

議長（青柳正敏君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

第4 会議録署名議員の指名

議長（青柳正敏君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。6番、片山喜博君、12番、黒沢功君を指名いたします。

第5 管理者発言

議長（青柳正敏君） 日程第5、管理者発言であります。

管理者。

管理者（新井利明君） 本日、ここに平成21年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

現在、地球的規模で新型インフルエンザが流行しており、国内においても関西地方を中心に感染者が拡大しておりますが、当院においても群馬県等と連携を密に取りながら、万全の体制で臨んでいきたいと考えております。議員各位には、深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、給与条例の一部改正等3議案についての審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

第6 報告第2号

議長（青柳正敏君） 日程第6、報告第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 報告第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分の内容は、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合病院事業会計の補正予算であります。病院事業のうち、附属外来センターではがんの化学療法実施者の増加に伴い、使用薬剤も増加し、薬品費が不足する状況となりました。このため、材料費1,100万円の増額補正を行ったものでございます。

本来であれば年度内に議会を招集し、補正予算の承認をいただくべきでありましたが、議会を招集するいとまがありませんでしたので、診療を支障なく行うために、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきました。

きました。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第10号

議長（青柳正敏君） 日程第7、議案第10号多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本組合の個人情報保護条例では、第39条において他の法令との調整について規定しており、同条第1項において、統計法第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報等を適用除外として規定しています。

この度、本条例で引用する統計法が改正され、改正統計法が平成21年4月1日に全面施行されるとともに、今回の改正により、本条第3項において引用する統計報告調整法が廃止されました。このため、新法の全面施行に合わせて、改正の必要が生じたものでございます。

また、同法の改正により本条で同じく引用する群馬県統計調査条例も全部改正が行われたため、併せて改正を行うものであります。

なお、施行日であります。法律の施行日に合わせ平成21年4月1日から遡及適用させるものであります。

以上、簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（青柳正敏君） 7番、佐藤淳君

議員（佐藤淳君） 議案第10号なんですけれども、2章と3章の部分の適用除外ということですから、私も重きをおいていないんですが、第39条第1項の1号と2号を改めて、3号と4号はそのままという解釈なんですか、これ廃止ということなんですか、廃止ということであれば、当然3号と4号については廃止ということが、これに明記されていないんでその辺がどういうことなのかとお聞きするんですけれども、それから、法律の改正ということなんですけれども、第1号では昭和22年法律第18号の規定なんです。今回平成19年法律第53号第2条第6項の規定ということなんですけれども、具体的にどこがどのように変わったのか、もう少し詳細な説明をしていただきたいと思います。

それから、第2号の群馬県の統計調査条例これも平成20年群馬県条例第53号ということなんですけれども、以前の条例では第4号のところに昭和33年群馬県条例第17号第2条に規定する統計調査というふうにあります。何十年も歳月が経過して、この辺が改正になっているんですけれども、具体的にどの部分がどういうふうに変更になったのか詳細な説明を求めます。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） それでは、佐藤議員さんのご質問についてお答えいたします。

まず、第2章、第3章の関係でございますが、本条例の第2章につきましては、個人情報保護ということで規定しております。第3章につきましては、開示、訂正及び利用停止、そういうものが細かく規定されております。第2章、第3章につきましては、次に掲げる個人情報は適用しないということで従前どおり改正条例とも同じでございます。

統計法の関係でございますが、現行、昭和22年ということで法律第18号という規定でございましたが、その法律が平成19年5月に全面改正をされております。その際に法律番号も変わってございます。そうした関係で、先ほど申しました昭和22年法律第18号という番号が、改正統計法では新たに平成19年法律第53号ということで全面改正をされております。それと同時に群馬県の統計調査条例でございますが、これにつきましても、昭和33年ということで規定されておりましたが、改正統計法の改正を受けまして、昨年群馬県統計調査条例平成20年群馬県条例第53号ということで条例番号も含めて全面改正が行われております。

また、従前39条につきましては、1号から4号まで規定がございました。第2号には統計法第8条第1項の規定による総務大臣に届け出られた統計調査、また、3号につきましては、統計報告調整法ということで、個別法という取扱いを規定させていただいておりましたが、平成19年の改正統計法の全面改正に伴い、統計法が新たに変わりました第2号が第1号の方に加えられました。第3号の統計報告調整法につきましても、法改正により全面廃止ということで法律自体がなくなりましたのでこの条文を削らせていただいたということでございます。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君

議員（佐藤淳君） 3号と4号については、廃止ということなんですね。私の感覚では、3号と4号は廃止なら廃止と書くのだと思って、私の記憶間違いならいいのですけれども、当然書かないということになると1号と2号の一部改正で3号と4号は従前のおり残るという解釈をしてしまうものですから、その辺の確認をさせてもらったんですけれども、統計法いわゆる法律の番号が変わったという説明なんですけれども、全面改正ということなんです、当然中身が変わったから番号が変わるんだから、その主なものはどういうふうになったのか、その辺について説明をしていただきたいという主旨の質問だったので、もう一度、現行の4号ですか、今回の一部改正の2号についても、これは上位の法律の変更に伴って変わったのでしょうか、具体的にどこがどのように変わったのか、そこはいろいろな時代の流れだとかそういうことの中で法律も変わっていくんでしょうから、大きな変更点はここがこういうふうになりました、この部分がこういうふうになりましたっていうものが分かれば、その辺の説明をしていただきたいと思います。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 先程の質問の条文の改正でございますが、本議案を見ていただければと思いますが、第39条第1項各号を次のように改めるということで1号、2号ということで表記をさせていただいております。こういう形の中で今まで従前4号までであったものを2号に改めるという形の方法であります。

それと今回の統計法の改正でございますが従前細かく決められておりました、国勢調査、農林業センサス等の基幹統計調査、それと国の行政機関が行う基幹統計調査以外の調査ということで一般統計調査というものがございます。そうしたもののうち、新たな法整備をして先程私が統計報告調整法というものが廃止になったと説明させていただきましたが、そういうものを一本化したものが改正統計法ということで私は理解しております。

説明になりませんが、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青柳正敏君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第11号

議長(青柳正敏君) 日程第8、議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、民間企業の夏季一時金が、昨年の夏季一時金に比べ大きく減少することが伺われることから、5月1日に臨時勧告を行いました。国や県等においては、この勧告に基づき必要な改正を行われております。このような状況下、当組合においても、国及び県等に準じて平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当に限り、支給額の引き下げについて、所要の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、本年6月に支給する期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結するものであり、附則に「期末手当等の額の特例」の1項を加えるものであります。

第15条第2項につきましては、6月の期末手当の支給割合を一般職員については、100分の140を0.15月引き下げ100分の125へ、特定幹部職員にあっては、100分の120を0.1月引き下げ、100分の110に改正するものであります。

次に、第16条第2項第1号につきましては、勤勉手当の支給割合を一般職員については、100分の75を0.05月引き下げ100分の70へ、特定幹

部職員にあっては、100分の95を0.1月引き下げ、100分の85に改正するものであります。

また、施行日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（青柳正敏君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成21年第2回組合議会臨時会閉会にあたり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上ご決定いただきまして、心より感

謝申し上げます。

今後も地域連携の充実をはかりつつ、病院の健全経営に、より一層の努力をしてまいりますので、ご支援をたまわりたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

また、吉井町議会選出の皆様には長い間大変お世話になりましたありがとうございます。心から感謝申し上げ御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

閉会

議長（青柳正敏君） 以上をもちまして、本会議に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午前10時22分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 片 山 喜 博

署名議員 黒 沢 功